

# 華東政法大學

## 中国人が日本投資、営業活動を行う時に 注意する法務（VISA・登記）と税務

2011年11月17日

向山会計社 代表取締役  
SSK租税総合研究所 理事長  
向山税理士・行政書士事務所  
LLP首都圏ビジネス支援センター 代表パートナー  
税理士・認定事業再生士・行政書士 向山裕純  
電話 03-3986-2724 FAX 03-3971-7950

## プロフィール

向山 裕純 (むこうやま ひろよし)

(連絡先) 〒171-0014 東京都豊島区池袋 4-2-11

OA ビル 6F

TEL 03-3986-2724

FAX 03-3971-7950

E-mail : [mukouyama@tkcnf.or.jp](mailto:mukouyama@tkcnf.or.jp)

ホームページ <http://www.mukouyama.co.jp>

1945年東京都生まれ

税理士

租税訴訟補佐人

認定事業再生士 (CTP)

有限会社 向山会計社 代表取締役

向山裕純国際税理士・行政書士・事務所 代表

SSK 租税総合研究所 理事長

特定非営利活動法人 首都圏事業再生支援センター - 常任理事

立正大学院及び千葉商科大学院元講師の他、TKC 城北東京研修所常任講師などを務める。

現在、租税訴訟補佐人、認定事業再生士、企業分割、相続対策、国際渉外、資産税業務などで幅広い提案を行っている。  
また、金融機関、官公庁、税理士の主催する後援会・研修会の講師をはじめ、新聞・雑誌での執筆活動など多岐にわたり活躍中。

(編著書)

「図解 見てわかる生命保険」(池田書店)

「図解 見てわかる決算書と経営分析」(池田書店)

税理士のための租税訴訟研究(租税総合研究所)

ターンアラウンド・マネジメントの基礎と実務 - 真の事業再生に向けて(九天社)「監修」

税理士の使命(清文社)「共著」

(論文)

がん保険通達に従った損算入を否認した原処分が取り消した判決に対する論評(中央経済社)

相続開始前3年以内に取得した土地建物の課税価格の特例廃止に伴う経過措置の憲法適合性に対する論評(TKC 税務情報)

親族間における資産の交換特例の適用と物納方式の留意点(ぎょうせい税理)ほか多数

(学会)租税法務学会会員 租税訴訟学会会員

以上

# 目 次

- 1 . 顧客からの日本進出におけるメールでの質問書 . . . P . 1
- 2 . 拠点設立の流れと形態の概要 . . . . . P . 2 - P . 3
- 3 . 中国人が日本に入国・在留する方法について . . . . P . 4 - P . 7
- 4 . 中国企業が日本に支店設立する場合の必要書類 . . . P . 8
- 5 . 外国人が日本の不動産を購入する場合の必要書類 . . P . 9
- 6 . 日本国における税制と各種主要税法 . . . . . P . 10 - P . 17
- 7 . 常に問題となる寄付金課税 . . . . . P . 18 - P . 20

## 顧客先からの日本進出におけるメールでの質問書

Dear 陳先生,

您好, 感謝玉瑛的介紹, 想委請您協助詢問日本相關問題, 或轉介會計師事務所, 以方便詢問亦可

1. 在日本, 委外會計記帳費用約多少??
2. 在日本若設立子公司, 分公司, 或駐日代表處, 相關差異? 有其業務活動限制??
3. 駐日代表處可以承租小的辦公室嗎(僅1人)?? 一般租金費用多少?

因尚有許多細節需要進一步了解, 怕耽誤您的時間, 或許可否轉介會計師或 agent 聯繫方式予我, 我可逕行與其聯絡, 謝謝您的協助!!

許韶芳 Janet

台湾の取引先の企業が日本に進出したい

支店設置又は法人設立する場合の費用

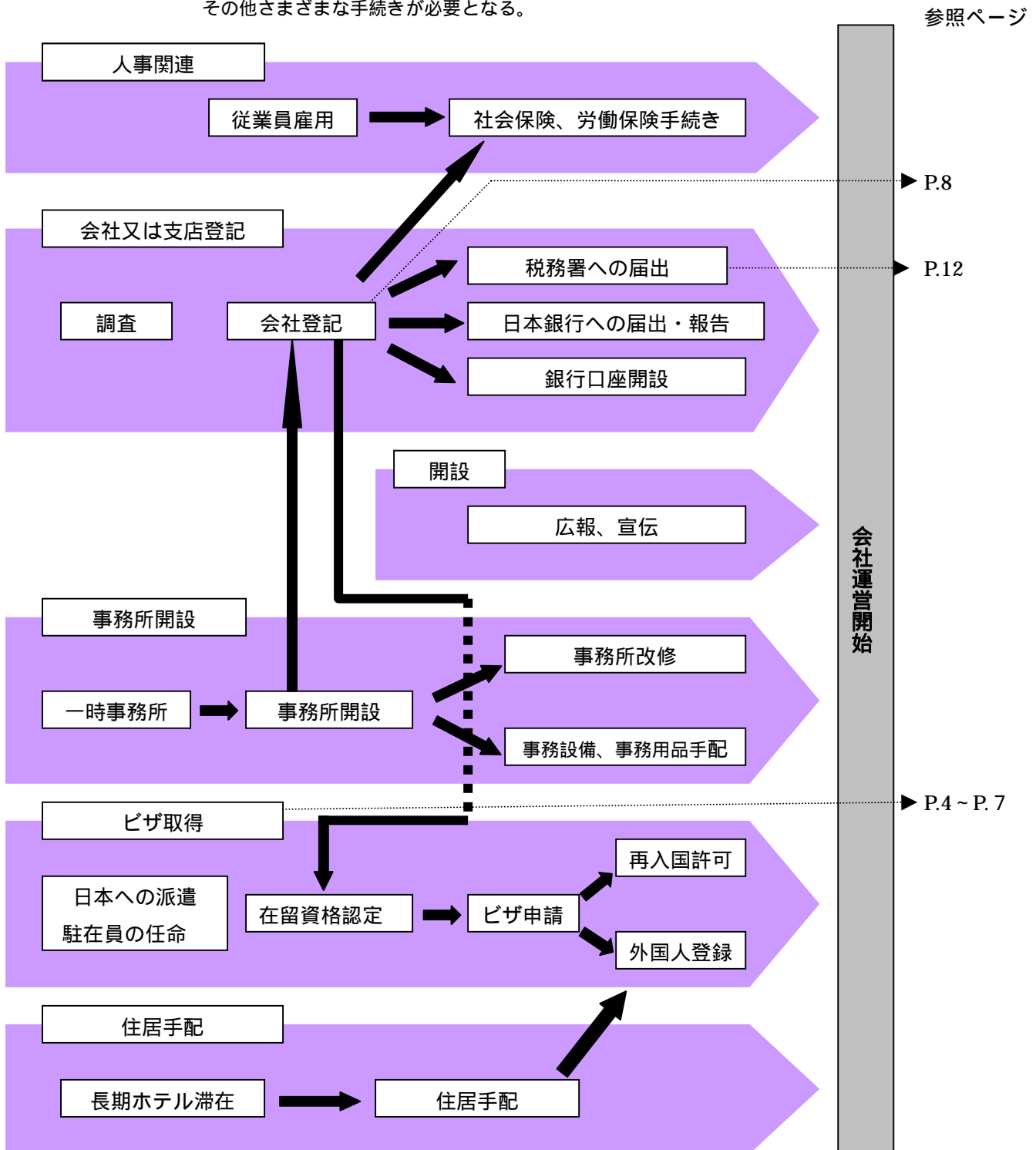
会計報酬はいくらか?

オフィスを構える場合の賃料は?

駐在員を派遣する場合の VISA の関係

## 拠点設立までの全体の流れ

拠点設立に際しては、事務所設置、登記、人材雇用、ビザ(査証)取得  
その他さまざまな手続きが必要となる。



駐在員が日本法人もしくは支店の唯一の代表者として任命された場合、同駐在員は会社登記申請時には日本に住居を定めておく必要がある。その場合のビザ取得手順は、1)住居の賃貸 2)外国人登録 3)オフィス賃貸および会社登記 4)ビザ取得となる。

## 1. 拠点形態の種類と概要

### 拠点形態の種類

外国企業が日本に拠点を設立する場合、日本での活動内容や税務会計面などを踏まえて、以下のいずれからの形態を選択することとなる。

	駐在員 事務所	支店 (外国会社の営業所)	株式会社	合同会社 (LLC)	有限責任事業組合 (LLP)
ビジネス活動	×				
登記	-				
資本金	-	-	最低資本金の制限なし		
代表取締役	-	- (支店代表は必要)	1人以上	法定の役員なし	
取締役	-	-	1人以上		
監査役	-	-	1人以上 選任可能		
法人税の課税 の範囲	-	国内源泉所得	全世界所得		組合員の国内源泉 所得に 対するパススルー 課税
会計処理	-	本国所得との合算 処理が必要	日本法人の会計処理で完結		
本国の送金に 関する課税	-	法人税徴収後の送 金に関しては、課 税なし	配当金・利子・ロイヤリティに対する 源泉徴収課税		
訴訟	-	本国法人へ及ぶ	原則、本国法人へ及ばない		
設立に係る 期間	-	約3週間~1ヶ月	約1ヶ月~1 ヶ月半	約1ヶ月~1 ヶ月半	約2~3週間

注)個別ケース  
により異なる

## 中国人が日本に入国・在留する方法について

中国人に限らず、外国人が一般に日本に入国(上陸)・在留する方法には次の2つの方法がある。

### 1. 短期滞在

- ・ 90日以内の日本滞在
- ・ ただし、日本国内において収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことは認められない。
- ・ VISA(ビザ・査証)の申請書は、中国国内にある日本大使館・総領事館に提出することになっているが、申請書には日本に居住(在留)する個人又は企業・団体からの「招聘理由書」「身元保証書」「滞在予定表」「招聘に関する資料」を添付しなければならない。

### 2. 在留資格認定証明書

- ・ 日本に入国(入管法用語では「上陸」と言う。)しようとする外国人について、その者が中国にある日本の大使館・総領事館に日本入国のVISA(査証)白球申請を行う前に、日本に居住・在留する招聘人がが予め日本国内の地方入国管理局に「在留資格認定証明書交付申請」を行い、日本に入国・在留を希望している外国人のために「在留資格認定証明書」の交付を受け、交付された「在留資格認定証明書」を中国にいる日本入国を希望する当該中国人に送付し、送付を受けた中国人が送られてきた「在留資格認定証明書(原本)」を添えて中国国内にある日本大使館・総領事館に日本入国のVISA(査証)申請を行う方法。

中国側において、「在留資格認定証明書」を添えて提出された日本入国のVISA(査証)申請に対しては、日本大使館・総領事館では日本側において申請人の日本入国・在留に関して既に調査・審査済みになっているため、スムーズにVISA(査証)発給の手続きができることになる。

外国人が日本に入国して、長期滞在する場合には、前もって招聘人(企業)が日本国内の地方入国管理局に「在留資格認定証明書交付申請」を行い、「在留資格認定証明書」の交付を受けたらこれを日本入国を希望する当該外国人に送付し、本人がこの「在留資格認定証明書」をもって現地の日本大使館総領事館にVISA(査証)白球申請を行う方法が原則となっている。

## 在留資格認定証明書

(表)査証の区分と対応する在留資格

査証の区分	(英語訳)	対応する在留資格	(英語訳)
外交査証	diplomatic visa	外交	diplomat
公用査証	official visa	公用	official
就業査証	working visa	教授	professor
		芸術	artist
		宗教	religious activities
		報道	journalist
		投資・経営	investor/business manager
		法律・会計業務	legal/accounting services
		医療	medical services
		研究	researcher
		教育	instructor
		技術	engineer
		人文知識・国際業務	specialist in humanities/international services
		企業内転勤	intra-company transferee
		興行	entertainer
技能	skilled labor		
一般査証	general visa	文化活動	cultural activities
		留学	college student
		就学	pre-college student
		研修	trainee
		家族滞在	dependent
短期滞在査証	temporary visitor's visa	短期滞在	temporary visitor
通過査証	transit visa	短期滞在	temporary visitor
特定査証	specified visa	特定活動	designated activities
		日本人の配偶者等	spouse or child of Japanese national
		永住者の配偶者等	spouse or child of Permanent national
		定住者	long term resident

**投資・経営の在留資格認定証明書に必要な書類**  
 Necessary documents to apply for Certificate of Eligibility  
 (For Investment / Business Manager)

1	copy of passport	パスポートのコピー
2	one picture (4 x 3cm)	写真1枚 (4 x 3cm)
3	personal history (resume)	履歴書
4	diploma	卒業証明書
5	certificate of experience of management for 3 years or more	3年以上の管理職の経験を証する書面
6	company registration (TOKIBO TOHON)	登記簿謄本
7	company brochure	会社案内書
8	financial statement / business plan	決算書 / 事業計画書
9	copy of lease contract	事務所の賃貸契約書
10	photos of the office (inside, outside)	事務所の写真 (内部、外観)
11	receipts (desks, chairs, computers)	事務所内の机、椅子、パソコン等購入時のレシート

Please fill out the following data and send it together with the documents.(次のデータをご記入のうえ、書類といっしょにご送付下さい。)

- \* Tel : office : \_\_\_\_\_ cellphone : \_\_\_\_\_
- \* marital status 婚姻の有無  single  married
- \* Has he/she been in Japan before? no yes ( times) His/Her last stay was :  
 過去の出入国歴 from \_\_\_\_\_ (d) (m) (y) to \_\_\_\_\_ (d) (m) (y)  
 (If the applicant is in Japan now, it counts as one.) 申請人が来日中の場合、一回と数えます。
- \* Has he/she been deported from Japan before? no yes ( times)  
 退去強制出国 last departure by deportation \_\_\_\_\_ (d) (m) (y)
- \* name of last school you attended 出身校名 \_\_\_\_\_
- \* What did he/she major in? (If he/she has a degree.) 専攻科目 \_\_\_\_\_
- \* date of graduation / leaving 卒業年月日 day \_\_\_\_\_ month \_\_\_\_\_ year \_\_\_\_\_
- \* number of employees 従業員数 \_\_\_\_\_ person(s)
- \* Among the employees how many are Japanese, spouse of Japanese, permanent resident and long term resident? 日本人、日本人の配偶者、永住者、定住者の従業員数 \_\_\_\_\_ person(s)
- \* monthly salary 月給 \_\_\_\_\_ yen / month
- \* How many years of experience of operating or managing the business do you have? 経験年数 \_\_\_\_\_ years
- \* annual sales of the latest fiscal year 直近年度売上高 \_\_\_\_\_ yen

投資・経営の期間更新に必要な書類

Necessary documents to extend period of stay for Investor/Business Manager

1	passport		パスポート
2	copy of alien registration card (front and back)		外国人登録済証明書のコピー (両面)
3	copy of National Health Insurance card		国民健康保険証コピー
4	resident tax certificate and certificate of tax payment		住民税課税証明書、納税証明書
5	tax slip (original) or copy of final return		源泉徴収票(原本)または確定申告書の写し
6	company registration (TOKIBO TOHON)		商業登記簿謄本
7	copy of profit and loss statement		損益計算書の写し
8	copy of HOTEI-CHOSHOU-GOKEI-HYO <i>Please ask your accountant for this document.</i>		直近年度の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表コピー
9	copy of lease agreement for the office		事務所の賃貸借契約書の写し
10	company brochure		会社案内書
11	employment contract of Japanese employee(s), if any		日本人従業員がいる場合はその雇用契約書
12	residence certificate of Japanese employee(s), if any		日本人従業員がいる場合はその住民票

Please fill out.

1 your telephone No.

office: \_\_\_\_\_  
mobile: \_\_\_\_\_

2 marital status

single                       married

3 number of employee(s)  
number of non-Japanese employee(s)

\_\_\_\_\_ person(s)  
\_\_\_\_\_ person(s)

4 name of the last school you attended

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ month                      year

date of leaving/graduation

## 中国企業が日本に支店設立する場合の必要書類

1. 日本における代表者になる方の印鑑証明書 1通(3ヶ月以内) 外国人も可、ただし日本に住所を有することが必要
2. 本国の管轄官庁又は日本における領事その他の権限のある官憲の認証を受けた宣誓供述書
3. 宣誓供述書の和訳 (和訳をする方の定めは特に無し。訳文の最後に訳した方のご署名・ご押印が必要)

### 宣誓供述書

私・・・(商号)の日本における代表者・・・(住所、氏名)は、宣誓の上、次のとおり陳述する。

1. 私は・・・(住所)に本店を融資、・・・国・・・法により・・・(商号)の・・・(株主等)により・・・(商号)の日本における代表者に選任された者である。
2. 会社の商号 ・・・
3. 会社の本店 ・・・国・・・
4. 会社設立の準拠法 ・・・会社法
5. 会社の設立年月日 西暦 20・・・年・・・月・・・日
6. 会社の法的性格 株式会社
7. 日本における公告をする方法 官報に掲載して公告する。  
(外国会社の法形態が日本における株式会社と同一・類似の場合のみ必要な事項です)
8. 会社の目的 1. ....  
2. ....  
(「・・・州会社法で認められた全ての事業」といった表現では登記できません。))
9. 会社の発行する株式の総数 ・・・株
10. 会社の発行済株式の総数 ・・・株
11. 払込資本金 ・・・元
12. 株式の譲渡制限に関する規定 ・・・
13. 株券を発行する旨の定め ・・・
14. 会社の役員に関する事項 取締役・・・  
住所  
代表取締役・・・  
(代表取締役という役職がない場合もあります。住所記載も必ずしも必要ではありません)
15. 日本における代表者 氏名  
住所
16. 日本における営業所 住所・・・
17. 営業所設置の年月日 平成 23 年(西暦 年)・・・月・・・日
18. 営業年度 ・・・月・・・日から翌年・・・月・・・日までの年 1 期とし、・・・月・・・日を決算期とする。
19. 私は本国の代表者・・・より当会社の営業所を日本に設置し、関係官庁に登記する権限並びに同営業所を運営する権限の一切を与えられている。

以上宣誓します。

平成 23 年(西暦 年) 月 日

## 非居住者である外国人が、日本の不動産を購入する場合の必要書類

### 【売主】(日本人)

- 1 登記済権利証・登記識別情報・・・各物件
- 2 印鑑証明書(3ヶ月以内のもの)・・・1通
- 3 実印
- 4 評価証明書(司法書士で請求可能)・・・各物件
- 5 本人確認情報・・・1通  
運転免許証又はパスポート(顔写真記載ページ)などのコピー
- 6 売主が法人のとき、法人の登記事項証明書(司法書士で請求可能)・・・1通

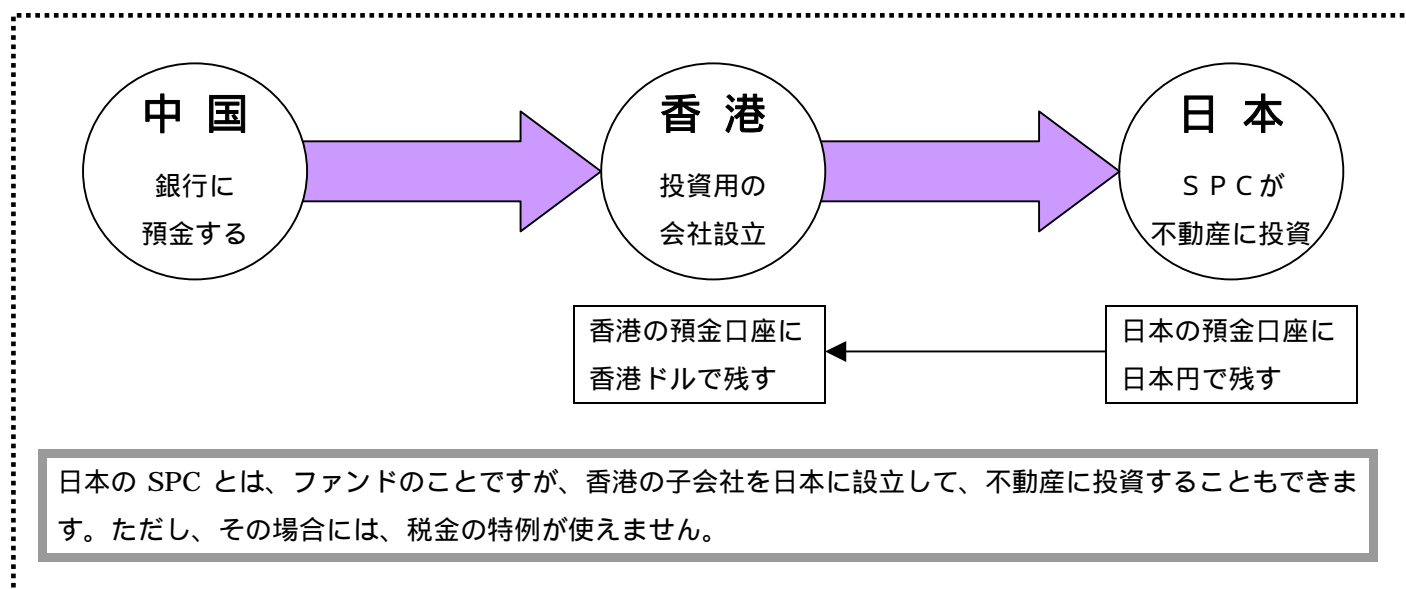
### 【買主】(非居住者外国人)

- 1 国籍のある国の公証人による、住所証明書及びその翻訳書・・・各1通
- 2 認印

国際税務に精通しています。

中国人が日本の不動産を買うときに、個人で買うべきか、会社を日本または香港で設立して買うべきか、それを前提に、銀行の借入を使った場合の終始を計算します。そのとき、日本で支払う税金も含めて、シミュレーションを行い、あなたの手取りが一番多くなる方法をご提案します。

ただ、あなたが最終的に日本にお金をどれくらい残しておきたいのか、中国にお金を戻したい金額によっても、提案内容は変わります。



## 税制

### 日本の各種租税の概要

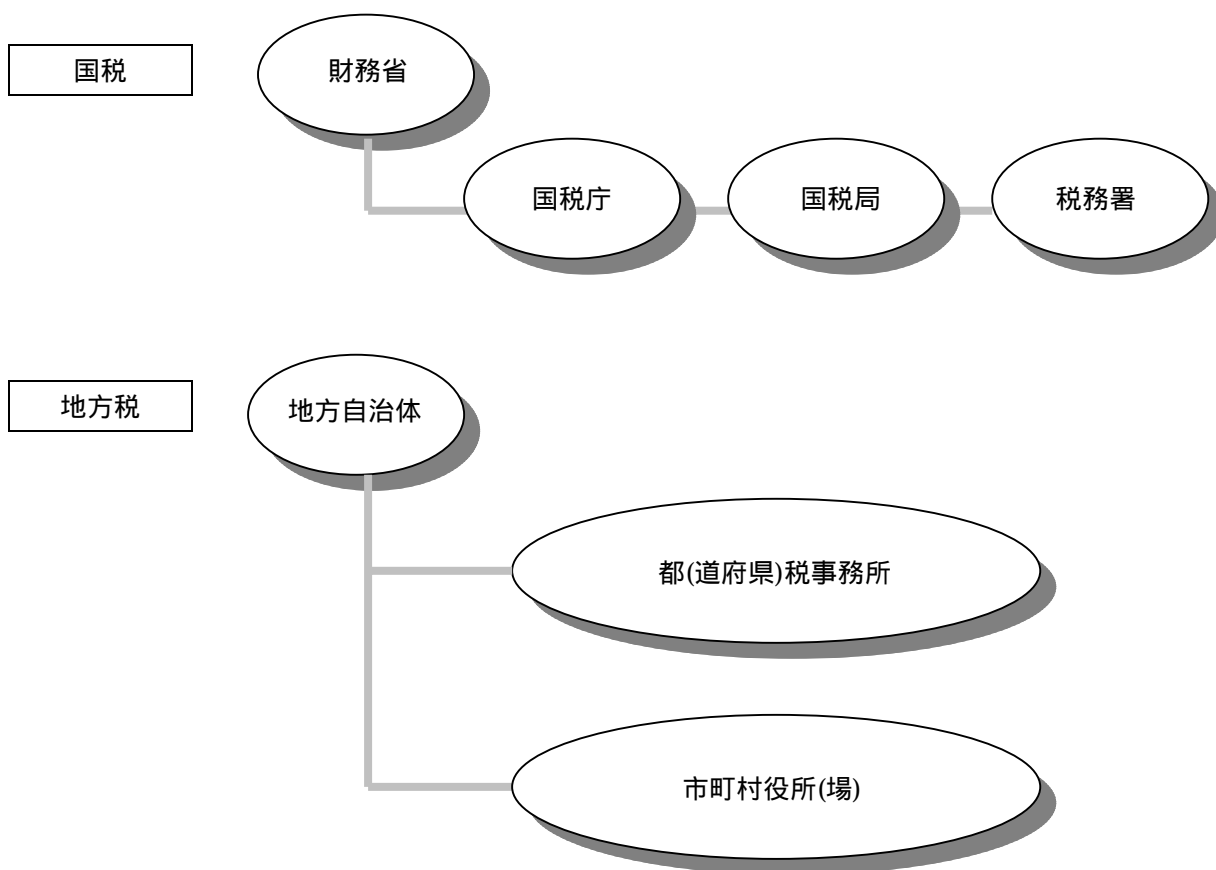
日本の税制租税は、国税と地方税から構成され、地方税は、道府県(47の都道府県)税と市町村(約2,200の市町村または区)税からなる。

### 税務行政組織

国税の賦課および徴収は、財務所の外局である国税庁により行われ、国税庁は中央に1つの事務所12の国税局および524の税務署で構成されている。租税に関する不服申し立ては、国税不服審判所がその処理に当たっている。

地方自治体は、地方税の賦課、徴収のために税務署とは別の独自の事務所を設けている。

図3 税務行政組織



### 日本法人(子会社)と外国法人(支店)の課税所得の範囲および駐在員

#### (1) 日本法人の課税所得の範囲

事務所の従業員にかかわる課税について(1)日本法人の課税所得の範囲日本法人(内国法人)は日本国内に本店または主たる事務所を有する法人であり、外国法人の日本子会社はこれに該当する。日本法人は、国内源泉所得および国外源泉所得を合わせた全世界所得に対して課税されるが、外国税額控除の適用を受けることができる。

(2) 外国法人(支店)の課税所得の範囲

外国法人は、以下の区分に応じて国内源泉所得のみに対して課税が行われる。従って、外国法人に対しては、外国税額控除の適用がない。

- a) 支店等事業を行う一定の場所(恒久的施設)を日本国内に有する外国法人は、すべての国内源泉所得または租税条約に基づき恒久的施設に帰属する国内源泉所得が課税対象となり、申告義務がある。なお、外国法人の日本支店から行われる本店への利益送金および本支店間取引については、原則として法人税の課税対象とはならない。
- b) a)以外の外国法人で、国内において1年または租税条約に定める期間を超えて建設等の作業またはその指揮監督の役務の提供を行う場合や、契約締結権限を有し、常習的に行使する代理人、その他特定の代理人を通じて事業を行う外国法人は、当該国内事業から生じる所得および一定の国内源泉所得が課税対象となり、申告義務がある。
- c) a)およびb)のような恒久的施設を通じて事業を営んでいないが、国内における人的役務提供事業による所得、不動産の譲渡による所得、内国法人の株式譲渡による所得で一定の要件を満たす場合、国内にある不動産の価額が総資産の50%以上である法人の株式の譲渡をした場合等の国内源泉所得を有する場合は、当該所得に対する申告納税義務が生じるが、租税条約に異なる定めがある場合がある。
- d) a)～c)以外の外国法人は、通常一定の所得(利子、配当、使用料等)に対して源泉税が課される。

なお、外国法人の恒久的施設の定義、事業所得、所得の源泉地および課税方法等について、租税条約には国内法と異なる定めがあるため、関係する租税条約を検討する必要がある。

(3) 駐在員事務所

日本において、駐在員事務所として本店のために広告、宣伝、情報の提供、市場調査、基礎的研究、その他補助的な活動を行う場合は、法入税の課税対象とはならない。

駐在員事務所における従業員にかかわる課税について

- a) 外国本社において、直接雇用契約のある駐在員および従業員で、給与が本国で支払われる場合は、給与所得に対する所得税について、確定申告により納付する。
- b) 在日駐在員が従業員(正社員、パートを含む)を雇用する場合、駐在員事務所は雇用主として税務署に「給与支払事務所」の届け出を行い、国内払いの給与に係る所得税の源泉徴収をする義務がある。

## 法人課税

### 日本法人の設立と日本支店の開設

図4 日本法人の設立についての税務上の届出等

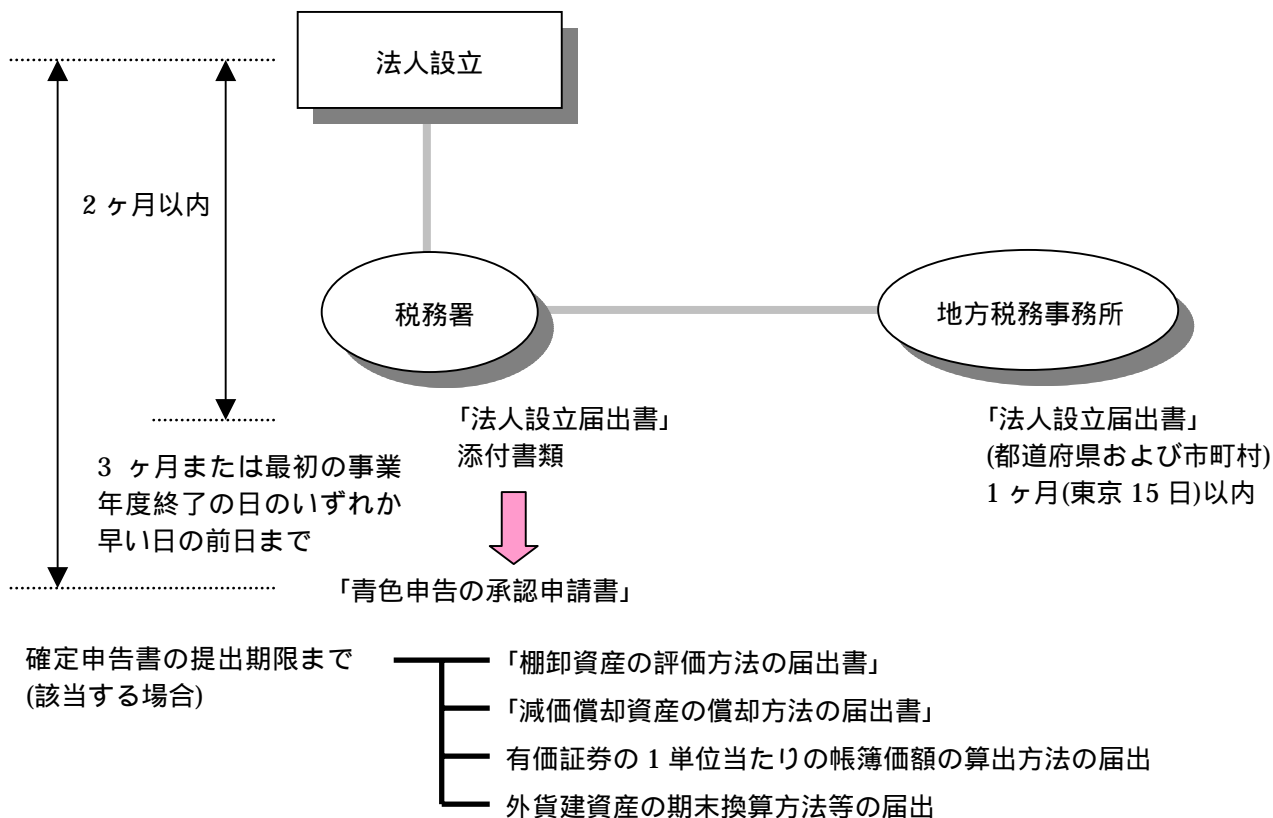
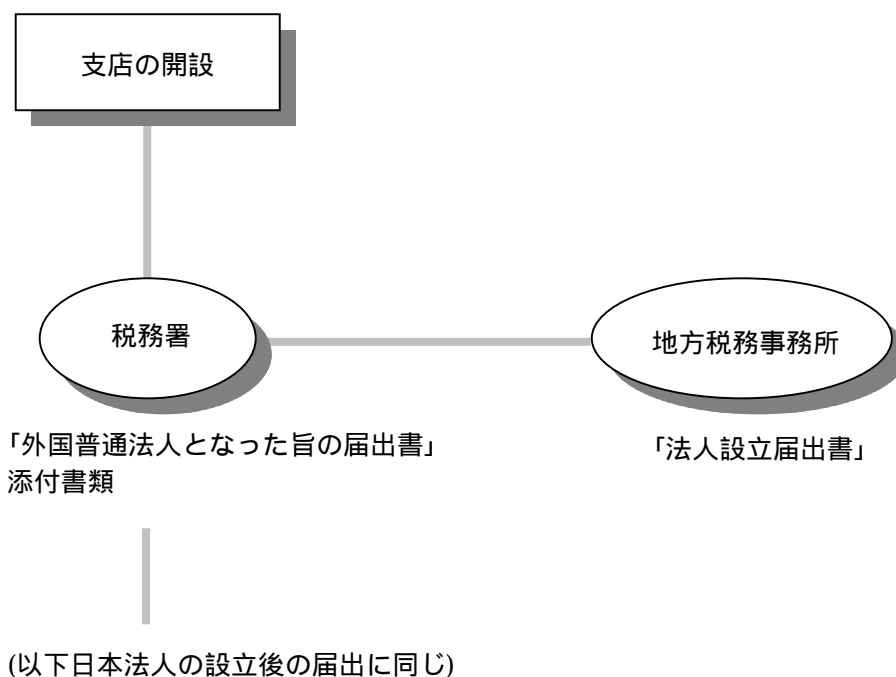


図5 外国法人の支店の開設についての税務上の届出等



## 1. 法人税

### (1) 内国法人の所得金額に対する税率

各事業年度の所得金額に対する税率(法66、措法42の3の2、62、68の8)

<2009年4月1日から2012年3月31日までの間に終了する各事業年度>

法人の種類等		所得金額	税率
普通法人・一般社団法人等・人格のない社団等	資本(出資)金1億円以下、一般社団法人等人格のない社団等	年800万円以下	18%
		年800万円超	30%
	資本(出資)金1億円超、相互会社		
公益法人等(一般社団法人等を除く)、協同組合等、特定医療法人		年800万円以下	18%
		年800万円超	22%
特定の協同組合等の特別税率		年800万円以下	18%
		年800万円超10億円以下	22%
		年10億円超部分	26%

ただし使途秘匿金については、40%の追加法人税が課される。

### (2) その他法人住民税

区 分	標準税率	制限税率
市町村民税の場合	12.3%	14.7%
道府県民税の場合	5.0%	6.0%

### (3) 法人税の申告納付

#### a) 中間申告および納付

事業年度が6か月を超える法人は、一定の要件に該当するものを除き事業年度の最初の6か月の期間についての中間申告書を6か月の期間の終了後2か月以内に税務署に提出し、法人税の納付を行わなければならない。中間申告書の納付金額は、以下の二つの方法のうちいずれかの方法を選択できる。

$$1) \text{前事業年度の所得に対する法人税} \times \frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$$

2) 事業年度の最初の6か月間の仮決算による所得に対する法人税額

#### b) 確定申告および納付

法人は事業年度の終了の日から原則として2か月以内に確定申告書を税務署に提出し、最終税額を納付しなければならない。

会計監査その他やむを得ない理由により決算が確定しない場合は、申告期間の延長の特例の申請書を事業年度末までに提出し、税務署長の承認を得て、確定申告書の提出期限を1か月間あるいはそれ以上の期間延長することができる。

(4) タックスヘイブン対策税制

法人税負担割合が25%以下である外国会社の株式の50%超を日本法人または日本居住者が直接・間接に所有している場合、当該外国会社の株式の5%以上を所有している日本法人は、当該外国会社の留保金額のうち、出資持ち分に対応する金額を益金の額に合算する。

しかしながら、軽課税国において固定的施設を有し、事業の管理運営が行われていること等一定の要件を充足する場合、タックスヘイブン対策税制は適用されない。

(5) 移転価格税制

法人が国外関連者との間で商品の販売あるいは購入、役務の提供またはその他の取引を行い、その対価が独立企業間価格と異なることにより、日本における課税所得が少なくなる場合には、当該国外関連取引は独立企業間価格で行われたものとみなされる。独立企業間価格を算定する方法には、独立価格比準法、再販売価格基準法、原価基準法および利益スプリット法、取引単位営業利益法を含むその他の方法がある。

国外関連者とは、直接または間接に50%以上の出資割合を有する親子会社や兄弟会社の関係、または資金、取引関係等により他方の事業方針を実質的に決定し得るような関係等特殊の関係を有する外国法人を言う。なお、国外関連者に対する寄付金は、全額損金不算入となる。

## 2. 消費税および地方消費税

消費税は、金融取引、資本取引、医療、福祉、教育の一部を除きすべての国内取引および輸入取引を課税対象として、5%の税率(消費税1%を含む)で課される付加価値税である。

### 課税対象取引

#### (1) 国内取引

国内において事業者(法人・事業を行う個人)が、対価を得て行う資産の譲渡、貸し付けおよび役務の提供。

#### (2) 輸入取引

保税地域から引き取られる外国貨物に対して、消費税が課される。

### 非課税取引

- a) 土地の譲渡および貸し付け
- b) 有価証券の譲渡ならびに外国為替および支払い手段の譲渡
- c) 利子を対価とする貸し付け等
- d) 郵便切手・印紙・物品切手の譲渡
- e) 外国為替業務および両替業務
- f) 一定の医療および社会福祉事業における資産の譲渡等
- g) 学校の授業料・入学金等
- h) 住宅の貸し付け

### 輸出免税

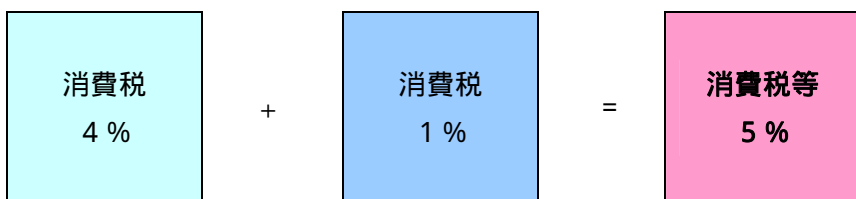
事業者が輸出取引や国際通信・国際運輸等のいわゆる輸出類似取引を行う場合には、消費税が免除される。

### 納税義務者

国内取引についての納税義務者は、課税資産の譲渡等を行った個人事業者および法人(非居住者・外国法人を含む)とされており、輸入取引については、課税貨物を保税地域から引き取る者(消費者たる個人を含む)とされている。

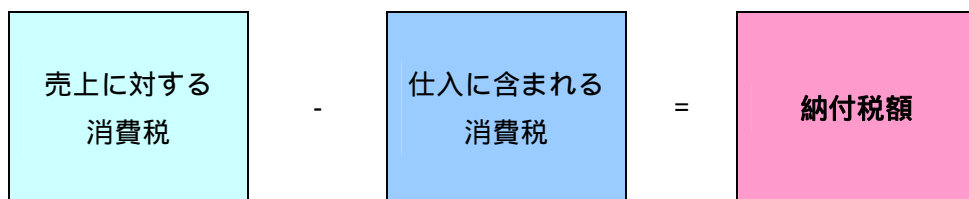
## 消費税率

一般に消費税率は『5%』と認識されていますが、厳密に言うと消費税は『4%』です。この他に、地方消費税が『1%』加算され、消費税等の負担額が『5%』になるのです。



## 消費税の基本的な考え方

売上に対する消費税額から仕入に含まれる消費税額を差引いて計算されます。そして納めすぎた消費税は申告をすれば還付されます。



ただし、その計算方法は2種類あります。『本則課税』と『簡易課税』というものです。

### 3. 源泉所得税

#### 【国内源泉所得の種類と源泉徴収税率】

非居住者や外国法人の所得については、日本国内に源泉のある所得(国内源泉所得が)所得税の対象となり、そのうち、一定のものについて源泉徴収の対象となります。したがって、外国法人等に対して、国内において源泉徴収の対象となる所得の支払いをする者は、所得税を源泉徴収して、原則として、徴収した月の翌月 10 日までに国に納付しなければなりません(所法 161、212)

国内源泉所得の種類	内容	PEを有する者の所得税課税	PEを有しない者の所得税課税	源泉徴収税率
事業及び資産の所得等	国内において行う事業から生じた所得 国内にある資産の運用等により生ずる所得	総合課税	総合課税(ただし事業所得は非課税)	無
土地等又は建物等の譲渡の対価	国内にある土地、建物等の譲渡による対価		総合課税	10%
人的役務の提供事業の対価	俳優、スポーツ選手、弁護士など専門的知識や特別な技能に関する役務提供の対価			20%(15%)
不動産の賃借料等	国内にある不動産等の貸付けによる対価(自己又はその親族の居住用として個人が支払うものは除く)			20%
利子等	日本の国債等や国内の営業所に預け入れられた預貯金等の利子等	総合課税 (、号PEを有する者の、国内の事業に帰せられない所得は源泉分離課税)	源泉分離課税	15%
配当等	内国法人から受ける配当等			20%(15%)
貸付金の利子	国内において業務を行う者に対する貸付金の利子			20%
使用料等	下記【使用料等の支払いに対する源泉徴収】参照			20%
給与、人的役務の報酬等	国内での勤務等に基因する給料など			20%
事業の広告宣伝のための賞金	国内において行う事業の広告宣伝のための賞金			20%
生命保険契約等に基づく年金等	国内にある営業所等を通じて締結した生命保険契約等に基づいて受け取る年金等			20%
定期積金の給付補てん金等	国内にある営業所が受け入れた定期積金などに係る給付補てん金など			15%
匿名組合契約等に基づく利益の配分	国内で事業を行う者に対する出資につき、匿名組合契約等に基づいて受ける利益の配分			20%

- ・源泉徴収の対象となる国内源泉所得の範囲や税率は、租税条約により修正されたり、軽減・免除される場合があります。
- ・源泉徴収の対象となる所得の支払を国外において行う場合であっても、その支払者が国内に住所又は居所を有する場合や、国内に事務所又は営業所を有する場合は、その支払は国内で行われたものとみなされるため、源泉徴収の必要があります。

#### 【使用料等の支払いに係る源泉徴収】

【1】の の使用料等に街頭する場合には、源泉徴収が必要となります。ここで使用料等とは、国内において事業を行う者が、非居住者や外国法人に支払う次表に掲げる使用料又は対価で、その支払者の国内における業務に係るものをいいます。

工業所有権等の使用料又はその譲渡の対価(ロイヤリティ、イニシャルペイメント、権利金等)
著作権の使用料又はその譲渡の対価(著作物の複製権、上映権、演奏権、放送権等)
機械、装置、器具及び備品等の使用料(備品には絵画、彫刻等の美術工芸品、古代の遺物等が含まれる。)



ソフトウェアのライセンス料等、源泉徴収が必要か否か(著作複製物の購入の対価(源泉不要)か、著作複製物の貸与権の使用料(源泉必要)か)の判断が困難な場合があります。個々の契約内容や取引実態によって判断することになりますので、海外とけいやくを結ぶ際には注意が必要です。

なお租税条約により、税率が軽減又は免除されていたり、所得源泉地の決め方が債務者主義(使用料の支払者の居住地国を所得源泉地とする定め方)となっているため、工業所有権等の使用が日本国内の業務に係るものではない場合でも日本で課税される場合があるので注意が必要です。

## (1) 常に問題となる寄付金課税

パナソニック、ダイエーと大手企業が相次いで国税当局から更正処分を受けていたことが分かった。両者とも更正処分の内容は、子会社との取引が寄付金認定されたというもの。子会社を持つ中小企業も多いことから、子会社に対する援助などが寄付金にならないかどうか頭を悩ませる経営者は多い。実例から見てきたその境界線とは。

家電大手のパナソニックは、2009年3月期までの5年間で合計220億円の申告漏れがあると大阪国税局から指摘された。うち7億円は、業績が悪化する中国子会社との取引で、自社製品の販売価格を引き下げて販売を行ったもの。この値引きには合理的な理由がなく、値引きを装って意図的に財政支援したのを見なされ、通常の価格との差額が「寄付金」とされた。

一方、スーパー大手ダイエーでは、産業再生機構が策定した事業再生計画に基づき、債務超過に陥っていた不動産賃貸業者の連結子会社9社を整理・統合することになった。統合前に債務超過状態を解消しようと、子会社9社に対して保有する債権約270億円を放棄。その際、放棄分は税務上の経費となる貸倒損失として計上した。

だが、債権放棄後に整理・統合の計画を変更、結局、新たに子会社2社を加えた合計11社をダイエー本体が吸収合併した。

大阪国税局は、9社による合併という計画から変更になったことにより、この債権放棄は再生計画に基づいたものとはいえず、債権放棄は貸倒損失として認められないと指摘。債権放棄した約270億円の大半は実質的に子会社9社を支援するための「寄付金」と判断され、修正申告となった。

両社とも事実関係について争わず、すでに修正申告を済ませたとみられる。

業績が悪化しているグループ会社に対し、さまざまな形で支援を行う例は多い。またグループの再編などにより、子会社の債権を放棄するようなことも多々ある。

できればその取引は課税対象となる寄付金扱いにはしたくないところだが、判断を誤り、調査の際に寄付金と指摘される例は多いようだ。

寄付金については、裁判において「名義のいかんや業務の関連性の有無を問わず、法人が贈与または無償で供与した資産または経済的利益、換言すれば、法人が直接的な対価をとまわらないでした支出を広く指称するものと解すべき」(1982年9月30日広島高裁松江支部昭56(行コ)1)と定義されている。

ダイエーの例にあるように、子会社の債権を放棄することで子会社支援を行うケースについては、基通9-4-2において「法人がその子会社等に対して金銭の無償もしくは通常の利率での貸し付けまたは債権放棄等した場合」は寄付金に算入されると定められている。

だが、同時に「業績不振の子会社等の倒産を防止するためにやむを得ず行われるもので、合理的な再建計画に基づくものである等その無利息貸し付け等をしたことについて相当な理由があると認められるとき」は寄付金の額として算入されないと定義している。

この「合理的な再建計画」とは同条の注により、「合理的な再建計画かどうかについては、支援額の合理性、支援者による再建管理の有無、支援者の範囲の相当性および支援割合の合理性等について個々の事例に応じ、総合的に判断」とされ、たとえとして「利害の対立する複数の支援者の合意により策定されたものと認められる再建計画」と規定されている。

ダイエーの例では、当初の計画通りに子会社の再建を行っていれば寄付金ではないとされたであろうものを、計画を変更してしまったことが問題視されたことになる。

ここでひとつ参考になる実例として、国税不服審判所において債権放棄が合理的な判断に基づき行われたと認められた例がある。

法人Aは特約店の廃業などにもない、廃業資金、経営改善資金として支援する目的で売掛金の減額を行った。税務当局は「これは経済的利益の無償の供与である」とし、減額分を寄付金として更正処分を行った。

しかし、法人Aは「売掛金の減額処理は、将来の損失を少なくするためのやむを得ない事情に基づき処理したもの。経済的利益の無償供与ではない」と主張。やむを得ない事情として

特約店の統廃合が必要なこと

支援は経営改善策の一方策として役員会で決定されその議事録も存在すること

特約店の事業を継続しても、赤字の累積、請求人の売掛債権の焦げ付きが予想されるとこ

売掛金の減額処理は、特約店ごとに個々に算出されたものであること

支援の方法として売掛金を減額したものであり、実質的には債権の放棄であること

などがあげられた。審判所は「支援したことは事業遂行上、真にやむを得ない費用であり、客観的にみて経済的合理性を有し、社会通念上も妥当視される処理と認められる。また、債権放棄しなければ、今後より大きな損計を被ることが予想され、債権放棄したことによって、請求人にメリットがあると判断できる」として売掛金から減額した分は、寄付金には該当しないとした(1999年6月30日判決)。

パナソニックの例のように、通常より引く価額で資産を譲渡した場合も時価との差額分が寄付金になるとされている(法人税法37条の8)

審判所において、値引きについて判断した以下のような例がある。

法人Bは、各事業年度末等に親会社に対して売上値引や単価変更による売り上げの減算を行い、これを通常の取引として主張した。だが、審判所は、両社間の合意に基づき行われたものではあるものの

各事業年度の子会社の見込利益額に基づいて値引額等を指示していること

特定の子会社のみ支持をしていることなどから、合理的な原価計算に基づくものとはいえない

と判決したというもの(2008年6月30日判決)。

これは認められなかった例だが、裏を返せば通常より低い価額であっても合理的な計算によるものならば、認められることになる。

今年の税務調査は「グループ法人間の取引に厳しい目が向けられる」との指摘もある。それだけに、税理士の間では「通達や判例と照らし合わせることが重要。対価性があるかどうかよくチェックし、寄付金になりそうなきはあらかじめ指摘するようにしている」という。「バレたらそこまで」と最初から意図的な利益付け替えに走るのならばいざ知らず、調査にあっても問題がないようにするためには、否認された例、否認されなかった例を丁寧にみていくことが必要だ。

参考文献

1. 『税務通信』 第 3135 号
2. 2010 年 8 月 23 日号
3. 発行 エヌピー通信社  
「当局 子会社取引厳しくチェック」記事より抜粋

寄付金課税資料

(2) 寄付金の本質と利益処分

経済的利益(贈与・無償の供与・低額譲渡)

